

愛知医科大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 愛知医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

(研究科、専攻及びその目的)

第3条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

(1) 医学研究科

基礎医学系専攻

臨床医学系専攻

(2) 看護学研究科

看護学専攻

2 各研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 医学研究科 国際水準の研究遂行能力を有する研究者を養成すること。

(2) 看護学研究科修士課程 卓越した看護実践能力及び研究・教育・管理能力を持つ高度実践職業人を養成すること。

(3) 看護学研究科博士後期課程 専門的かつ高度な研究遂行能力を有する自立した研究者及び高度な看護実践能力と高い研究・管理能力を有する臨床現場の変革者を養成すること。

(課程)

第4条 医学研究科の課程は博士課程とし、看護学研究科の課程は修士課程及び博士後期課程とする。

(学年)

第4条の2 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期入学者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第4条の3 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合は、第8条第1項の研究科委員会の議を経て、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第4条の4 休業日（授業を行わない日）は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 開学記念日 11月3日

(5) 春季休業 3月21日から4月3日まで

(6) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(7) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合は、第8条第1項の研究科委員会の議を経て、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(修業年限及び在学年限)

第5条 修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 医学研究科 4年
- (2) 看護学研究科修士課程 2年
- (3) 看護学研究科博士後期課程 3年

2 在学年限は、次の年限を超えることができない。

- (1) 医学研究科 8年
- (2) 看護学研究科修士課程 4年
- (3) 看護学研究科博士後期課程 6年

(長期にわたる教育課程の履修)

第5条の2 学生が、職業を有している等の事情により、前条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを申し出たときは、学長の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(収容定員)

第6条 収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	課程	専攻名	入学定員	収容定員
医学研究科	博士課程	基礎医学系専攻	13	52
		臨床医学系専攻	17	68
	計		30	120
看護学研究科	修士課程	看護学専攻	15	30
	博士後期課程	看護学専攻	4	12
	計		19	42

(研究科長)

第7条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長候補者は、当該研究科の研究指導教授（以下「指導教授」という。）の中から次条第1項の研究科委員会において選考する。

3 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(研究科委員会)

第8条 各研究科に、研究科委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、当該研究科の研究科長（以下単に「研究科長」という。）及び指導教授をもつて構成する。

3 看護学研究科委員会には、前項に掲げる者のほか、当該研究科の研究指導を行う教授、准教授又は講師を加えることができる。

4 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 前項第3号の事項を学長が定めるにあたっては、委員会の意見を聴いて参酌するよう努めるものとする。

6 委員会は、第4項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下、この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じて意見を述べることができる。

7 委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、研究科長が定める。
（大学運営審議会）

第8条の2 各研究科に共通する重要な事項は、大学運営審議会（以下「審議会」という。）で審議する。

第2章 教育方法等
（教育方法）

第9条 本大学院の教育は、所定の科目の授業及び研究指導等によつて行う。
（教育方法の特例）

第9条の2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
（授業科目及び履修方法）

第10条 授業科目及び単位数並びにその履修方法は、当該研究科の研究科委員会（以下「当該委員会」という。）の議を経て、研究科長が定める。
（履修科目の選定及び届出）

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の承認を得て研究科長に届け出るものとする。
（他の分野の授業科目等の履修）

第12条 指導教授が研究指導上必要と認めるときは、当該委員会の議を経て、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを課程修了の要件となる単位として認めることができる。
（入学前の修得単位）

第12条の2 本大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該委員会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

2 前項により認めることができる単位数は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、また、次条第4項（第12条の5第4項において準用する場合を含む。）により認めることができる単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
（他の大学院における授業科目の履修）

第12条の3 学生は、学長の許可を得て、他の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の場合において、学生は、所定の願い書を指導教授を経由して学長に提出するものとする。

3 前項により願い出があつた場合は、学長はあらかじめ当該他大学院と必要な事項について協議し、これを許可する。

4 第1項の規定により履修した授業科目について、学生が修得した単位は、当該委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認めることができる。

（他の大学院等における研究指導）

第12条の4 学生は、学長の許可を得て、他の大学院、研究所等（以下「他大学院等」という。）において必要な研究指導を受けることができる。

2 前項の場合において、学生は、所定の願い書を指導教授を経由して学長に提出するものとする。

3 前項により願い出があつた場合は、学長はあらかじめ当該他大学院等と必要な事項について協議し、これを許可する。

(留学)

第12条の5 学生が外国の大学院において授業科目の履修を志願するときは、学長の許可を得て留学をすることができる。

2 学生が外国の大学院、研究所等において研究指導を受けることを志願するときは、学長の許可を得て留学をすることができる。

3 前2項による留学の期間は、課程修了の要件としての在学期間に含めることができる。

4 第12条の3第2項から第4項までの規定は、第1項の留学について準用する。

5 第12条の4第2項及び第3項の規定は、第2項の留学について準用する。

第3章 試験、課程の修了要件及び学位

(試験)

第13条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験を行う。

2 試験の実施方法等については、当該委員会の議を経て、研究科長が定める。

(追試験)

第14条 疾病その他止むを得ない事由によつて試験を受けられなかつた者は、追試験を受けることができる。

(成績の評価)

第15条 第13条の規定に基づく試験の成績は、優、良、可又は不可とし、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位の認定)

第16条 前条の規定により試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授業科目の単位は、医学研究科においては、原則として、前半の2年において修得するものとする。

(課程の修了要件)

第17条 課程の修了要件は、原則として、次のとおりとする。ただし、看護学研究科修士課程において、教育の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもつて学位論文の審査に代えることができる。

(1) 医学研究科博士課程 4年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

(2) 看護学研究科修士課程 2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

(3) 看護学研究科博士後期課程 3年以上在学し、所定の授業科目を18単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

2 前項本文の規定にかかわらず、極めて成績の優秀な者で所定の要件を満した場合は、医学研究科博士課程においては3年以上、看護学研究科修士課程においては1年以上、看護学研究科博士後期課程においては2年以上の在学年数とすることができる。

(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第17条の2 前条の規定にかかわらず、第12条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の医学研究科又は看護学研究科修士課程の教育課程の一部を履修

したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、看護学研究科修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位論文の提出及び最終試験)

第18条 学位論文は、在学期間中に学長に提出し、最終試験を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学研究科においては4年以上、看護学研究科修士課程においては2年以上、看護学研究科博士後期課程においては3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、本大学院退学後においても、当該委員会の許可を得て学位論文を提出し、最終試験を受けることができる。

3 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある授業科目について行う。

(学位論文の審査等)

第19条 学位論文及び最終試験は、当該委員会において審査の上、合否を決定する。

2 学位論文の審査その他の学位に関する必要な事項は、愛知医科大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところによる。

(学位の授与)

第20条 学位規程の定めるところにより、医学研究科博士課程を修了した者には博士(医学)の学位を、看護学研究科修士課程を修了した者には修士(看護学)の学位を、看護学研究科博士後期課程を修了した者には博士(看護学)の学位を授与する。

(博士課程によらない学位授与)

第21条 医学研究科博士課程を経ない者又は修了しない者についても、学位規程の定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士(医学)の学位を授与する。

第4章 入学

(入学期)

第22条 入学期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第23条 本大学院に入学することのできる者は、次に掲げる者とする。

(1) 医学研究科においては、次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 大学の医学部医学科、歯学部又は修業年限が6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者

イ 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学の学部)を修了した者

ウ 文部科学大臣の指定した者

エ 本大学院において、個別の入学資格審査により、アに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(2) 看護学研究科修士課程においては、次のアからクまでのいずれかに該当する者

ア 大学を卒業した者

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

ウ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

エ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

オ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定

める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

カ 文部科学大臣の指定した者

キ 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと本大学院において認めた者

ク 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(3) 看護学研究科博士後期課程においては、次のアからクまでのいずれかに該当する者

ア 修士の学位又は専門職学位を授与された者

イ 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

エ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

オ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

カ 外国の学校、(エ)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

キ 文部科学大臣の指定した者

ク 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学出願手続)

第24条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料3万円及び別に指定する書類を添えて、指定する期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第25条 学長は、前条に規定する入学志願者につき、当該委員会の定めるところにより選考の上、合格者を決定し、入学を許可すべき者を定める。

(入学手続)

第26条 前条の合格者は、指定の期日までに所定の書類を提出し、かつ、医学研究科においては入学金20万円及び第1学年の学納金の年額の半額を、看護学研究科修士課程及び博士後期課程においては入学金30万円及び第1学年の学納金の年額の半額を納入しなければならない。

2 正当な理由なく前項の手続きをしない者は、入学を許可しない。

(既納金の返還)

第27条 入学手続を完了した者で、指定の期日までに所定の様式の入学辞退届け出書を提出し、入学時納付金の返還を申し出た者には、入学時納付金のうち入学金を差し引いた額を返還する。

(再入学)

第28条 本大学院を退学した者で、再入学を願い出た者については、欠員のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

(転入学)

第28条の2 他の大学の大学院に在学している者が転入学を志願するときは、所定の様式による転入学願い書により学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、学長は、当該委員会の議を経て、これを許可する。

3 転入学を許可された者の在学すべき年数及び履修すべき単位数は、当該委員会の議を経て学長が決定する。

第5章 休学，退学等

(休学)

第29条 学生が、傷病その他の事由により3月以上修学を休止しようとするときは、所定の様式の休学願い書に学校医若しくは本学の指定する医療機関の医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に休学を願い出て、その許可を受けなければならない。

2 休学中の学生が、引き続き休学をしようとするときは、休学期間の満了する前に改めて前項の願い出をし、その許可を受けなければならない。

3 学長は、前2項により提出された願い書について、その事由が適当であると認めた場合は、その期間を定め、これを許可する。ただし、休学を許可する期間は、当該学年を超えて定めないものとする。

4 学長は、傷病その他の事由のため修学することが適当でないと認める者に対しては、期間を定め、休学を命ずることができる。

5 休学期間は、医学研究科においては通算して4年を、看護学研究科修士課程においては通算して2年を、看護学研究科博士後期課程においては通算して3年を超えることができない。

6 休学期間は、第5条第1項の修業年限及び同条第2項の在学年限に算入しない。

7 前各項に定めるもののほか、学生の休学に関し必要な事項は、学長が定める。

(復学)

第30条 前条第3項により休学を許可された者は、休学期間が満了したときは、所定の様式による復学届け書を学長に提出して復学するものとする。

2 前条第3項により休学を許可された者が休学期間中にその事由がやんだときは、所定の様式による復学届け書を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

3 前条第4項により休学を命ぜられた者が、復学しようとするときは、診断書又は事由書を添付して所定の様式による復学願い書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

4 前2項の場合において、学長は、その事由が適当であると認めた場合は、これを許可する。

(退学)

第31条 学生が退学しようとするときは、所定の様式による退学願い書にその事由を詳記して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、傷病による場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第32条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の様式による転学願い書にその事由を詳記して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 学生が、次の各号に掲げる事由の一に該当した場合は、学長は、研究科長の意見

を徴し、審議会の議を経て、除籍する。

- (1) 第5条第2項の在学年限を超えたとき。
- (2) 傷病その他の事由により成業の見込みがないと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 1年以上にわたって行方不明になり、当該学生の保証人又はその代理人からの届け出があつたとき。
- (5) 学納金の納付義務を怠り、督促を受けてもなお納入しないとき。

第6章 学納金

(学納金)

第34条 学納金は、次のとおりとする。

医学研究科

学納金	金額 (円)
授業料	(年額) 200,000円
教育充実費	(年額) 100,000円

看護学研究科修士課程

コース	学納金	金額 (円)
修士論文コース	授業料	(年額) 600,000円
	教育充実費	(年額) 100,000円
高度実践看護師(専門看護師 [CNS]) コース	授業料	(年額) 600,000円
	教育充実費	(年額) 100,000円
	実験実習費	(第1学年) 50,000円 (第2学年以降) 100,000円
高度実践看護師(診療看護師 [NP]) コース	授業料	(年額) 600,000円
	教育充実費	(年額) 100,000円
	実験実習費	(第1学年) 100,000円 (第2学年以降) 200,000円

看護学研究科博士後期課程

学納金	金額 (円)
授業料	(年額) 600,000円
教育充実費	(年額) 100,000円

(学納金の額の変更)

第35条 学納金の額は、在学中においても変更することがある。

(納付)

第36条 学納金は、その年額を春学期分及び秋学期分として等分し、春学期分は4月末日までに、秋学期分は10月末日までに納付しなければならない。

(免除)

第37条 学生が、春学期又は秋学期を通じて休学を許可された場合は、当該学期分の学納金の納付について、医学研究科においては、授業料を、看護学研究科においては、授業料及び実験実習費を免除することができる。ただし、正課中の事故その他学長が認める特別の事由により春学期又は秋学期を通じて休学を許可された場合は、当該学期分の学納金の全部を免除することがある。

- 2 経済的理由により学納金の納付が困難で、かつ、成績が特に優秀な学生には、学納金の全部又は一部を減免することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、外国人留学生(入学時点の在留資格が「留学」である者を

いう。)には、経済的理由により入学金及び学納金の納付が困難である場合に、その全部又は一部を減免することができる。

4 前2項に定める場合のほか、専攻分野、第9条の2の適用の有無等を考慮し、入学検定料、入学金又は学納金の一部又は全部を減免することができる。

(納付猶予)

第38条 学生が、災害その他の止むを得ない事由により第36条に定める納付期限までに学納金を納付することが困難と認められるときは、その春学期分又は秋学期分について納付を猶予することができる。

2 前項の規定により納付の猶予の許可を受けようとする者は、事由を詳記した願い書を、第36条に定める納付期限の10日前までに、提出しなければならない。

3 前項により提出された願い書について、学長は、その事由が適当であると認めた場合は、納付の猶予を許可する。

第7章 外国人特別学生、特別聴講学生、特別研究学生、大学院研究生

(外国人特別学生)

第39条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生の入学に関し必要な事項は、学長が定める。

(特別聴講学生)

第40条 他の大学院の学生で、本大学院において授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、当該大学院と協議の上、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が定める。

(科目等履修生)

第40条の2 本学の学生以外の者で、1科目又は数科目の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の選考方法、履修等に関し必要な事項は、研究科長が定める。

(特別研究学生)

第41条 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学院と協議の上、特別研究学生として受入れを許可することができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、学長が定める。

(大学院研究生)

第42条 本大学院において特別の事項について研究しようとする者があるときは、設備の許す限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、学長が定める。

(表彰)

第43条 学生で他の模範となる者については、選考の上、表彰することができる。

(懲戒)

第44条 学生の懲戒については、学長は、研究科長の意見を徴し、審議会の議を経て、これを決定する。

2 前項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、審議会の議を経て学長が定める。

(懲戒の種類、要件)

第45条 懲戒の種類は、訓告、停学及び放學とする。

2 懲戒は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 本大学院の規則に違反したとき。
- (2) 本大学院の秩序を乱したとき。
- (3) 本大学院学生として品位をけがしたとき。
- (4) その他懲戒に値すると認められる行為のあつたとき。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年4月1日から施行する。ただし、この改正は、平成元年度の入学生については、適用しない。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年2月1日から施行する。ただし、第20条及び第21条の改正規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年1月6日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成15年5月26日から施行する。

2 この学則による改正後の第37条第3項の規定は、平成15年度に在学する学生から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第2の規定は、平成18年度看護学研究所入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第3条、第6条及び別表第1の規定は、平成19年度医学研究科入学生から適用する。
- 3 この学則による改正後の別表第2の規定は、平成19年度看護学研究所入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第6条、第26条、第34条及び第37条の規定は、平成27年度看護学研究所入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年1月29日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年6月1日から施行する。